

## 倉吉市教育振興基金児童生徒全国大会等出場激励費交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、スポーツ、文化等の大会に出場する児童若しくは生徒又は団体を激励することにより、本市におけるスポーツ活動の奨励及び文化活動の振興を図るため、倉吉市教育振興基金児童生徒全国大会等出場激励費（以下「激励費」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象大会)

第2条 激励費の交付の対象となる大会は、全国大会、西日本大会又は中国大会（これらの大会と同程度以上と認められる大会を含み、県規模の予選会を経て出場する大会、又は競技団体等から推薦を得て出場する大会に限るものとする。以下「全国大会等」という。）とする。

### (交付対象者)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する市立小学校に在籍する児童若しくは市立中学校に在籍する生徒（以下「児童生徒」という。）又は児童生徒が所属する団体（以下「交付対象者」という。）に対し予算の範囲内で激励費を交付する。

- (1) 個人競技種目（ダブルスを含む。）又は個人で参加するコンクール等（以下「個人競技等」という。）の全国大会等に出場する児童生徒
- (2) 団体競技種目又は団体で参加するコンクール等（以下「団体競技等」という。）の全国大会等に出場する団体
- (3) その他市長が激励費を交付することが適当と認めるもの

### (激励費の額)

第4条 激励費の額は、別表の第1欄に掲げる区分ごとに、同表の第2欄に掲げる交付対象人数に応じ、同表の第3欄に定める額とする。ただし、他から補助を受けていない場合は、同表の第4欄の額を加算する。

- 2 同一の大会で、個人競技等及び団体競技等の両方に出場する児童生徒がある場合における前項の区分については、個人競技等として激励費を交付する。この場合において、その者が所属する団体に対する団体競技等の激励費の額の算定に当たっては、当該児童生徒の人数を交付対象人数から減ずるものとする。
- 3 団体競技等の激励費の交付対象人数は、大会要綱等で定められた登録人数のうち、児童生徒の人数とする。ただし、団体競技等に出場する登録人数のうち児童生徒の出場人数が2名以下の場合は、個人競技等の激励費の額とする。

### (出場の届出)

第5条 交付対象者の保護者又は代表者は、激励費の交付を受けようとするときは、倉吉市教育振興基金児童生徒全国大会等出場届出書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 全国大会等の開催要項その他の全国大会等の内容が記載された書類
- (2) 全国大会等の参加申込みの写し並びに出場者の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 競技団体等が交付する推薦書等の出場資格を証する書類

- 2 前項の規定にかかわらず、倉吉市立小・中学校児童生徒派遣事業費補助金（平成15年3月20日倉吉市教育長決裁）又は倉吉市児童生徒全国大会出場費補助金（平成14年11月1日倉吉市教育長

決裁)の交付決定を受けた交付対象者は、当該補助金の交付決定通知書の写しをもって前項に規定する届出書に代えることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 区 分	2 交付対象人数	3 交付金額	4 加算額
個人競技等	1名	3,000円	2,000円
	2名	6,000円	4,000円
団体競技等	3名以上9名以下	10,000円	5,000円
	10名以上19名以下	20,000円	5,000円
	20名以上	40,000円	5,000円

別記様式（第5条関係）

年 月 日

倉吉市教育振興基金児童生徒全国大会等出場届出書

（宛先）

倉吉市長

住 所

届出者 団体名

氏 名

㊟

（団体の場合にあつては、団体の代表者）

電話番号

全国大会等へ出場しますので、倉吉市教育振興基金児童生徒全国大会等出場激励費交付要綱第5条の規定により次のとおり届け出ます。

全国大会等の名称	
他からの補助金の有無 （ある場合は、補助金名）	有（ ） 無
出場人数 （市立小中学校に在籍する児童生徒の数）	名
大会要項等で定められた登録人数 （団体の場合に限る。）	名

備考

次の書類を添付すること。

- （1） 全国大会等の開催要項その他の全国大会等の内容が記載された書類
- （2） 全国大会等の参加申込みの写し並びに出場者の氏名及び住所を記載した書類
- （3） 競技団体等が交付する推薦書等の出場資格を証する書類